

質問書に対する回答18

件名) 首都圏中央連絡自動車道 横芝光舗装工事

| 番号 | 質問箇所 | 質問事項 | 回答 |
|----|--|---|--|
| 1 | 設計書(金抜き) 番号159~209 管路工 | 管路工のハンドホール、ハンドホール蓋、管材料について、①市場単価(物価資料)、②ネクスコ東日本 施設工事等単価ファイル令和6年10月、③見積のどれを採用されていますでしょうか。 見積採用の場合は、3社見積りの平均を採用されていますでしょうか。 | 施設工事等単価ファイルを採用しております。 |
| 2 | 質問回答4-3 質問回答8-7 特記仕様書P2 5. 工事用地に関する事項 | 質問回答4-3で、目隠し板(H=3.0m)は割掛項目「板囲・帆布・砕砂小屋費(アスファルト)」に計上されているとご回答いただいております。 一方で、質問回答8-7で、目隠し板(H=3.0m)は割掛項目「プラント敷地造成・材料置場・場内道路費」に計上されているとご回答いただいております。 どちらが正しいかご教示願います。 | 「プラント敷地造成・材料置場・場内道路費」に含むものと想定しております。 |
| 3 | 質問回答12-14 防草シート工A | 質問回答12-14について、防草シート工Aにおいて②整地(のり面工-土羽土及び分離帯の客土の歩掛り)が24,266m ² 、④客土土砂運搬は、単価表No.1の客土掘削-土砂Aの代価内に計上されてるとご回答いただいております。 防草シート工Aの代価内には、防草シートの施工に関わる費用のみが計上されていると考えてよろしいでしょうか。 それとも、盛土のり面仕上げが計上されていますか、ご教示願います。 | 盛土のり面仕上げについては客土掘削_土砂Aでの計上を想定しております。防草シート工に関する費用については特記仕様書26-10「防草シート工」(5)支払の通りお考えください。 |
| 4 | 質問回答13-4 のり面防火対策工 | のり面防火対策工の歩掛りは、「マルチング工」の準用とご回答いただいております。 「マルチング工」の区分としては、①シートマルチング(ロール)②シートマルチング(マット)③チップマルチングのどれでお考えでしょうか。 ①の場合、④マルチング材の厚さは雑草抑止シート単独の厚さt=0.5mm、⑤端部処理有りでお考えでしょうか。 ②の場合、⑥マルチング材の厚さは雑草抑止シート単独の厚さt=0.5mm、⑦マルチング材料の集水加工有りでお考えでしょうか。 | シートマルチング(マット)と同程度を想定しております。 マルチング材は使用しません。 |

| | | | |
|---|------------------------|---|--|
| 5 | 質問回答13-7 逆走防止対策工 | <p>逆走防止対策工-矢印表示板の歩掛りは「距離標」の準用とご回答いただいております。</p> <p>①矢印表示板Aは、距離標-A 4（コンクリート壁貼付式）の準用でお考えでしょうか。</p> <p>②矢印表示板Bは、距離標にベースプレート式支柱取付の歩掛りがありませんが、距離標A 1の基礎ブロック式の準用とお考えでしょうか。</p> <p>①②が異なる場合、距離標の区分をご教示願います。</p> <p>また、矢印表示板の詳細寸法等が図面等に無いためご教示願います。</p> | <p>矢印表示板Aは距離標-B 2と同程度、矢印表示板Bは距離標-A 4と同程度と想定しています。</p> <p>詳細寸法については設計図面3/9「国道296号IC（仮称）設計図」37/39及び38/39に示しております。</p> |
| 6 | 質問回答13-8 標識サポート工 | <p>標識サポート工の歩掛りは「距離標」の準用とご回答いただいております。</p> <p>①標識サポート工Aは、距離標-C 1（土中埋込）の準用でお考えでしょうか。</p> <p>②標識サポート工Bは、距離標-A 4（コンクリート壁貼付式）の準用で、1箇所につき2基を取付ける歩掛りでお考えでしょうか。</p> <p>①②が異なる場合、距離標の区分をご教示願います。</p> | <p>標識サポート工Aは距離標-D 1と同程度、標識サポート工Bは距離標-B 2と同程度と想定しています。</p> |
| 7 | 特記仕様書P25 工事用地に関する事項 | <p>質問回答8-10、質問回答12-9において、多古プラント敷地の材料置場2,000m²および場内道路3,600m²に敷均した路盤材は、原形復旧にて「路盤材の掘削・運搬・処分」が「プラントの敷地造成・材料置場・場内道路費」に計上されているとご回答いただいております。</p> <p>その後の質問回答13-10では、「路盤の撤去は想定していません」とご回答があり、質問15-6では、プラントの敷地造成・材料置場・場内道路費に使用した敷均し材について「残土処分を想定しております。搬出先は流山市内を想定しております。」とご回答いただいております。</p> <p>上記質問回答が相反する内容に見受けられますので、改めて再質問いたします。</p> <p>多古プラント敷地の材料置場2,000m²および場内道路3,600m²に敷均した路盤材は、原形復旧時に①撤去し、②流山市内の処分地まで運搬し、③残土処分する内容が「プラントの敷地造成・材料置場・場内道路費」の代価に計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>その際の内容は、①捨土掘削-小規模ショベルダンプ施工-土砂A、②10 t ダンプ運搬で距離は約62kmでお考えでしょうか。</p> <p>③想定に残土処分業者をご教示願います。また、残土処分費は処分費等として計上し、間接工事費対象外でお考えでしょうか。</p> | <p>「プラントの敷地造成・材料置場・場内道路費」においては再生クラッシャーランの敷き均しを想定しております。</p> <p>路盤として施工することを想定していないため、「路盤材」とは認識しておりません。</p> <p>上記再生クラッシャーランの撤去、流山市内への運搬が「プラントの敷地造成・材料置場・場内道路費」の項に含むものと想定しています。</p> <p>内容については「捨土掘削-小規模ショベルダンプ施工-土砂F」で10tダンプ運搬を想定しております。</p> |